

あわらし市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成28年 3月25日

あわらし市監査委員 近藤 茂

あわらし市監査委員 笹原 幸信

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条9項の規定によりその結果を報告いたします。

記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査
2. 監査対象団体 公益財団法人 金津創作の森財団
3. 監査の対象
 - 〔委託料 1件〕 (平成26年度分)
 - 金津創作の森管理委託料 84,000,000円
 - 〔補助金 1件〕 (平成26年度分)
 - 金津創作の森財団運営補助金 10,000,000円
 - 〔工事請負費 1件〕
 - 金津創作の森 出会いの広場舗装工事 6,410,880円
 - 〔備品購入費 1件〕
 - 金津創作の森備品購入（強還元電気炉・循環式粘土再生機） 2,376,000円

4. 監査の範囲

平成26年度における財政援助に係る出納その他の事務

5. 監査の期間

平成28年2月10日から平成28年3月16日まで

6. 監査の方法

指定管理に関しては、協定等の締結は適正に行われているか、また管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か、さらに事業報告書の点検は適切になされているかについて関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

補助金に関しては、市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また補助金に係る収支の会計経理は適正で出納関係帳簿は確実に整理されているか、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

工事請負費及び、備品に関しては、関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

7. 監査の結果

[委託料 1件] 金津創作の森管理委託料

指定管理料に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

《指摘事項》

職員の超過勤務においては、公益事業に係る作品展示の事前準備等、年間の中でも繁盛期は特に過度な超過勤務体制であることが見受けられた。特に平成27年度の超過勤務は前年度を遙かに超える1.5倍の勤務時間になっている現状である。この点では毎月の職員の超過勤務時間及び業務内容についての検討をし、管理者はタイムカード等で職員の退庁時間の把握及び職員の超過勤務の低減を図る等、職員の勤務体制の改善を行っていくように努められたい。

[補助金 1件] 金津創作の森財団運営補助金

補助金に係る出納その他の事務は、概ね良好に執行されているものと認められた。

[工事請負費 1件] 金津創作の森「出会いの広場舗装工事」

工事請負費に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

《指摘事項》

工事請負費については、所管課の当初予算額を超えて支出している。これは工事着工に伴い、工事に伴う枕木処分費算入されていなかったためである。結果、金津創作の森財団側から工事費を支出している。今後は十分に注意して予算見積を行うように努められたい。

[備品購入費 1件] 金津創作の森「金津創作の森備品購入」

(強還元電気炉・循環式粘土再生機)

工事請負費に係る出納その他の事務は、概ね良好に執行されているものと認められた。